資料２－１

「傷病者の搬送及び受入れの実施基準＜堺市圏域版＞」の改正について

１．承認事項

　令和２年度　大阪府における「傷病者の搬送及び受入れの実施基準（※１）」の改正に伴い、堺市二次医療圏で定めている「傷病者の搬送及び受入れの実施基準＜堺市圏域版＞」についても所要の改正が必要となったことから、**資料２－２「傷病者の搬送及び受入れの実施基準＜堺市圏域版＞（案）」**を策定した。本案の承認についてご審議いただきたい。

２．改正内容

（１）主な改正のポイント

　　①循環器疾患及び脳卒中が疑われる症状について、専門領域において推奨される症候学（※２）を参考に、症状・徴候等を改正し、「脳血栓回収術（※３）」を特定機能（※４）として追加した。また、「t-PA」「脳外科手術」に加えて「脳血栓回収術」を含む脳卒中全般に対応できる医療機関を搬送先医療機関に追加した。

　　②小児、特に乳幼児における軽症外傷が受入れ困難事案となっていることに鑑み、その対策として受入れ可能な初期対応医療機関の充実を目的として診療機能に「小児軽傷」を加えた。

　　③実施基準の医療機関リストの統一フォーマットが大阪府より示されたことから、市内救急告示病院（２５病院）に救急搬送受入情報を照会調査し、ご回答いただいた内容を反映させたうえで医療機関リストを作成した。

（２）補足

　　・承認された「傷病者の搬送及び受入れ実施基準＜堺市圏域版＞」の内容は、「大阪府救急・災害医療情報システム（※５）」に登録し、日々の応需情報を各救急告示病院が入力することによって、「大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム（ＯＲＩＯＮ）（※６）」に出力され、救急隊の搬送先選定等に活用される。

　　・上記事項は、大阪府が各圏域の実施基準をとりまとめ令和２年度１２月末頃から施行する。

　　・なお、医療機関リストについては、今後も、毎年、内容の確認、更新を図り本協議会及び救急医療体制調整部会での審議に諮ることとしている。

３．救急医療体制調整部会での審議結果

上記案件については、令和２年10月27日に開催した救急医療体制調整部会でご審議いただき、「承認」との議決をいただいている。

※１　「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」…消防法第35条の5第1項に基づき都道府県が定めることとされている実施基準。大阪府においては、府内で統一的に定める事項は大阪府版実施基準で定め、各圏域の実情を踏まえ定める事項は圏域版として、各圏域において定めることとしている。堺市二次医療圏では、「傷病者の搬送及び受入れの実施基準＜堺市圏域版＞」を本協議会において策定している。

※２　「症候学」…症候（傷病者の示すさまざまな訴えや診察所見）を定義、分類して診断の手がかりを考える方法論。

※３　「脳血栓回収術」…脳梗塞の原因となった主幹動脈の閉塞を解除するために血栓を回収する血管内治療。

※４　「特定機能」…迅速に特定の専門的な治療又は処置を必要とする診療機能。

※５　「大阪府救急・災害医療情報システム」…迅速かつ適切な救急搬送及び災害時患者搬送を支援する目的で、府内の消防機関及び医療関係者等が利用するシステム。

※６　「大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム（ＯＲＩＯＮ）」…主にスマートフォンを活用した救急隊の搬送を支援する機能及び病院前傷病者のデータと病院後傷病者データを収集・一元管理し、検証・分析する機能を有するシステム。